



区の支援制度《助成金・補助金以外の支援制度》



すみだボランティアセンターボランティア登録制度

すみだボランティアセンターでは、ボランティアをしたい人の登録を受付けています。

登録できる方

ボランティア活動に関心のある方

登録有効期間

3年ごとの一斉更新

登録方法

ボランティアセンター又はボランティアセンター分館(平日の午前9時～午後5時)へ来所の上、登録してください。

登録後の特典

- ・ボランティアに関する情報誌「すみだボランティアだより」をお届けします。

- ・ボランティア登録すると、墨田区のボランティア保険に自動的に加入となります。

墨田区以外での活動も対象となる東京都社会福祉協議会のボランティア保険は有料で加入できます。(別途手続き必要)

申込・問合せ先: すみだボランティアセンター 03-3612-2940

すみだボランティアセンター 分館 03-5638-0510

緑と花のまちづくり推進地域制度

緑と花のまちづくり推進地域制度とは...

まちに花や緑をふやすことで緑化に関する関心を深めるとともに、地域の美化や花を通じて地域のコミュニティを深めることを目的とし、町会や自治会、その他地域活動団体等を対象に区がプランターを設置し、区民の方々に草花の植替えや手入れなどを楽しんでいただく事業です。

区からのサポート...

緑と花のまちづくり推進地域を活用し、緑化活動を行う際、区から緑化資材の提供等の支援を受けることができます。

【サポート内容】

花苗の提供 植物の生育に関する相談・技術的支援 園芸物資の提供 など

本制度を活用してみたいと思ったら

まずは下記問合せ先までご相談ください。活動場所の希望などがございましたら、職員が直接現地まで伺います。

活動内容及びプランター・花壇の設置場所によっては本制度の対象外となる場合があります。

申請・問合せ先: 環境保全課 緑化推進担当 03-5608-6208

すみゆめプロジェクト



「隅田川 森羅万象 墨に夢」(通称:すみゆめプロジェクト)とは・・・

すみだ北斎美術館の開館(平成28年11月)を契機にスタートした文化芸術プロジェクトです。芸術文化に限らず、森羅万象あらゆる表現を行っている人たちがつながりながら、この地を賑やかに彩っていくことを目指しています。すみゆめは1年をかけて「寄合」を実施するとともに、墨田区を中心に隅田川流域の地域で、街なかや広場など、さまざまな場所で行われる「北斎」や「隅田川」にちなむプロジェクト企画を募集します。「人と人とのつながり」を創出していく独創的な表現活動が対象です。また、プログラムの実施のみならず「すみゆめ」について一緒に考え、実践してくださる方の応募をお待ちしています。

寄合

一緒に「すみゆめ」について考え、実践していく表現活動を行っている個人・団体が情報交換を行う場です。月一回開催。

ネットワーク企画

すみゆめの趣旨に賛同する団体が期間に関わらず企画を実施します。(補助無)すみゆめHP等と広報連携します。

プロジェクト企画

企画を公募し、選考会を経て、企画を採択。採択団体には、補助を行い、企画を実施。

主催企画

すみゆめの認知拡大と、隅田川をはじめとした、すみだが見つ地域資源を再発見し磨き上げる企画を実施。

詳細は、すみゆめHPをご覧ください。 <http://sumiyume.jp/>

すみゆめ

検索



申請・問合せ先: 隅田川 森羅万象 墨に夢 実行委員会事務局 03-5608-5446
(公益財団法人墨田区文化振興財団内)

令和8年度については、「すみだ五彩の芸術祭」における各企画の一環として実施します。

ホームページ

すみだ文化芸術情報サイト

すみだ 文化芸術情報サイト

「すみだ文化芸術情報サイト」は、墨田区で文化芸術活動を行う方々をつなげ、すみだで行われる魅力的な文化芸術活動を紹介するホームページです。

区内の文化芸術活動に携わる個人・団体の情報交換のためのネットワークをつくり、メンバーの係るイベントを中心に区内の文化芸術に関する事業を紹介することで、墨田区の文化芸術の拠点とし、各種情報の発信を行うことで、文化芸術の更なる発展を促すことを目的としています。

**墨田区内のアーティスト文化芸術団体、
民間施設の登録を随時受付しております。**

[登録・掲載方法についてHPをご覧ください。](#)



登録申請・問合せ先: すみだ文化芸術情報サイト管理者
(公財)墨田区文化振興財団 地域文化支援課地域文化支援担当
03-5608-5446

ホームページ

会員を募集します

私たちと一緒に
活動しませんか？

おおむね60歳以上の方

どなたでも入会できます

* 入会希望の方は地元の老人クラブまで *



加入やクラブの設立についてのご相談・お問い合わせ

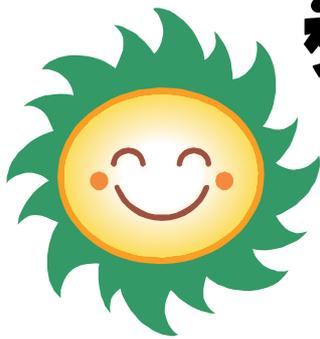
墨田区老人クラブ連合会 事務局 TEL : 03-5608-6167
高齢者福祉課 支援係 TEL : 03-5608-6168

【墨田区老人クラブ助成について】

設立後、継続して3カ月以上活動を続ける老人クラブ(運営基準に準拠し運営)が、社会奉仕・友愛・健康をすすめる・生きがいを高めるなどの活動を行っている場合、その活動に関する経費について助成を受けることができます。詳細については、お問い合わせください。

65歳以上限定で年間最大2万円が受け取れる！

介護支援ボランティア・ポイント制度に 参加しませんか？



生きがいづくり

社会貢献

健康づくり

対象者 区内にお住まいで、介護サービスを受けていない65歳以上の方

活動内容 区内の介護保険施設でボランティア活動を行います。

対象施設については、介護保険課にお問い合わせください。

(活動例：レクリエーションの補助・利用者の話相手・行事の手伝いなど)

ポイント制度 1時間あたり1ポイント(1か月に20ポイントまで)が

付与され、1ポイント100円に換算した活動交付金

(上限額2万円)を受け取ることができます。

*施設で行うボランティア活動に対し他から何らかの支援を受けている場合は、当該ポイントの付与対象とはなりません。

登録方法 活動対象施設と介護保険課(区役所4階)で受け付けています。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

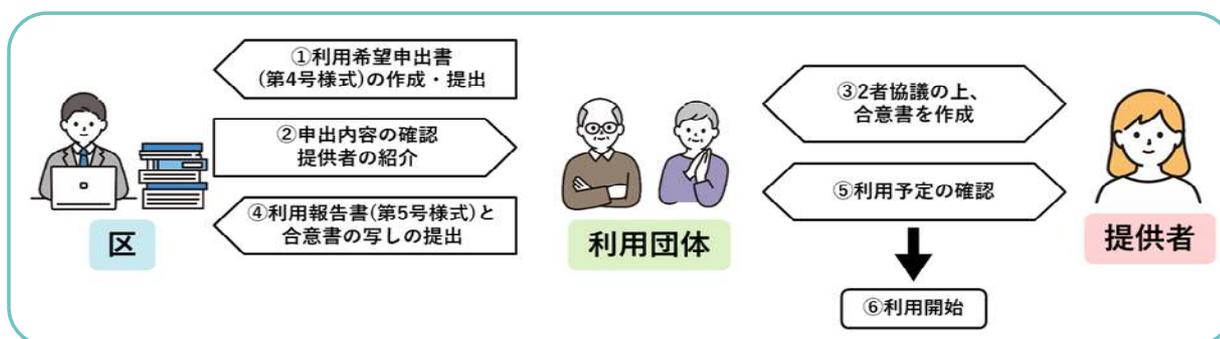
通いの場の活動場所を 提供します



高齢期になっても住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送り続けていくためには、地域における高齢者の介護予防や地域づくり等の活動、会食や交流等の社会参加を行う「通いの場」の活動はとても効果的です。

墨田区では、このような「通いの場」の活動のために、場所（空きスペース）の提供をしてくださる法人や任意団体、個人等を募集し、高齢者の介護予防や健康づくり、サロン等の活動を行う団体に紹介する事業を実施しています。ぜひご活用ください。

利用までの流れ



団体の要件

- ・ 主な参加者を高齢者とし、高齢者の介護予防、閉じこもり予防及び健康づくり並びに会食、交流等の社会参加を目的とする活動等を、区内において地域住民等が実施すること。
- ・ 月1回以上活動等を実施できる又は実施が見込めること。
- ・ 原則として5人以上の構成員で構成され、主催者の存在が明確であること。
- ・ 活動等をするための自己財源を持ち、その経理が明確であること。
- ・ 会則、規約等及び構成員名簿を備えていること。
- ・ 団体として区が区民に情報提供することに同意すること。
- ・ 団体の活動等への参加が自由であり、又は自己の意志による入会及び退会が可能であること。
- ・ 営利目的、宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- ・ 公序良俗に反しない団体であること。
- ・ 構成員に暴力団に属する者又は暴力団関係者がいないこと。

問合せ

墨田区高齢者福祉課地域支援係

墨田区吾妻橋1丁目23-20

電話：03-5608-6178

FAX：03-5608-6404

申出書の
ダウンロードは
こちらから



「通いの場」の活動のために、場所（空きスペース）の提供をしてくださる法人や任意団体、個人等の募集もしています。